平成２１年（フ）第１８０９号
宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字横捲89番地５
安田ハイツ102
債務者　我妻　　恵（旧姓紺野）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１２号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原３番地164
債務者　濱野　良子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１３号
仙台市青葉区小田原６丁目８番32号　第１福沢荘301
債務者　高橋　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６８０号
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１　第一田宮原住宅９－２－４
債務者　鏡　いづみ
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７１４号
茨城県那珂市静368番地、旧住所三重県四日市市東日野町4912番地３
債務者　正木　隆徳
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７１６号
茨城県ひたちなか市部田野735番地２　県営西十三奉行アパート10棟405
債務者　瀬端　秀信
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７１８号
茨城県鉾田市鉾田2611番地
債務者　小室美智子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７２４号
水戸市飯富町3597番地の３
債務者　宮田　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７３６号
茨城県ひたちなか市大字中根3314番地
債務者　阿部美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７５１号
水戸市酒門町377番地の９、旧住所水戸市上水戸１丁目９番３号
債務者　岡　　達夫
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１４３号
茨城県神栖市大野原４丁目６番34号　第46平成コーポＡ－３
債務者　蘇　　京華
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第４０号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1442番地５、前住所埼玉県秩父市黒谷1493番地１
債務者　野中　文也
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
富山県南砺市院林332番地
債務者　高田　裕美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２７５号
富山県小矢部市矢水町306番地９　ルピナス小矢部202号室
債務者　木村　逸史
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２７９号
富山県高岡市伏木国分１丁目４番25号
債務者　追分　鈴子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２４７号
岐阜県大垣市深池町949番地
債務者　加納　徳子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
岐阜県大垣市深池町949番地
債務者　加納　玉子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係